

秋田市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
杉山歯科クリニック	秋田市山王三丁目5番15号	令和4年1月4日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
杉山歯科クリニック	秋田市山王三丁目5番15号	令和4年1月3日